



100th
ANNIVERSARY

東京成徳学園
創立100周年記念募金

趣意書



TOKYO SEITOKU
UNIVERSITY
東京成徳大学

Message

理事長挨拶

今から遡ること100年前の1926(大正15)年、当時の東京府北豊島郡王子町に王子高等女学校を設立したのが本学園の始まりです。女子教育に始まった本学園は、共学化など時代の変化に応じた教育内容や体制の拡充・充実を経て、現在では大学・大学院・短期大学・高校・中学・幼稚園を擁する総合学園にまで成長しました。

これもひとえに卒業生をはじめ、関係各位からのご理解とご支援の賜物と心から感謝申し上げます。本学園は「『成徳』の精神を持つグローバル人材の育成」を目標として日々の教育、研究に取り組んでいます。

今後も「徳を成す人間の育成」という建学の精神を基盤に、未来を切り拓く力を育む教育研究環境のさらなる充実を目指してまいりますので、何卒温かいご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。



理事長

本内 秀樹



100周年ロゴマーク

今までの100年からこれからの100年へと東京成徳学園がさらに大きく飛躍・飛翔していくイメージから着想を得て、羽ばたく鳥の翼をモチーフに、未来へ向かって羽ばたく学園の姿を表現しています。

また、東京成徳のシンボル・カラーである青(TSブルー)と黄(TSイエロー)の2色を「00」で模した翼のモチーフに用いることで、東京成徳学園の推進力をより強く印象付けます。

100周年特別企画「未来へつなぐメモリアルフォトアート」

東京成徳学園の100周年を記念して、在学生や卒業生、保護者の方、そして学校関係者の皆様からのメッセージと写真を募集しています。投稿されたメッセージと写真は特設サイト上で公開されます。さらに投稿された写真は、最終的にフォトモザイクアート^{*}として100周年を記念するさまざまな媒体に展開されます。皆様の写真もフォトモザイクアート作品の一部として残るかもしれません。是非ともご参加ください。

^{*}フォトモザイクアートとは、数百もの小さな写真を組み合わせて一枚の大きな絵や写真を再現する作品のことです。

詳しくは100周年特設サイトの「特別企画」をご覧ください。



東京成徳学園の歩み

- 1926年 ● 王子高等女学校(4年制)を創立
- 1931年 ● 東京成徳高等女学校に改称
- 1941年 ● 財団法人東京成徳高等女学校を設立
- 1947年 ● 学制改革により東京成徳中学校(現 東京成徳大学中学校)開校
- 1948年 ● 財団法人東京成徳学園に改称
学制改革により東京成徳高等学校(現 東京成徳大学高等学校)開校
- 1951年 ● 財団法人東京成徳学園から
学校法人東京成徳学園に組織変更
- 1953年 ● 東京成徳幼稚園(現 成徳幼稚園)開園



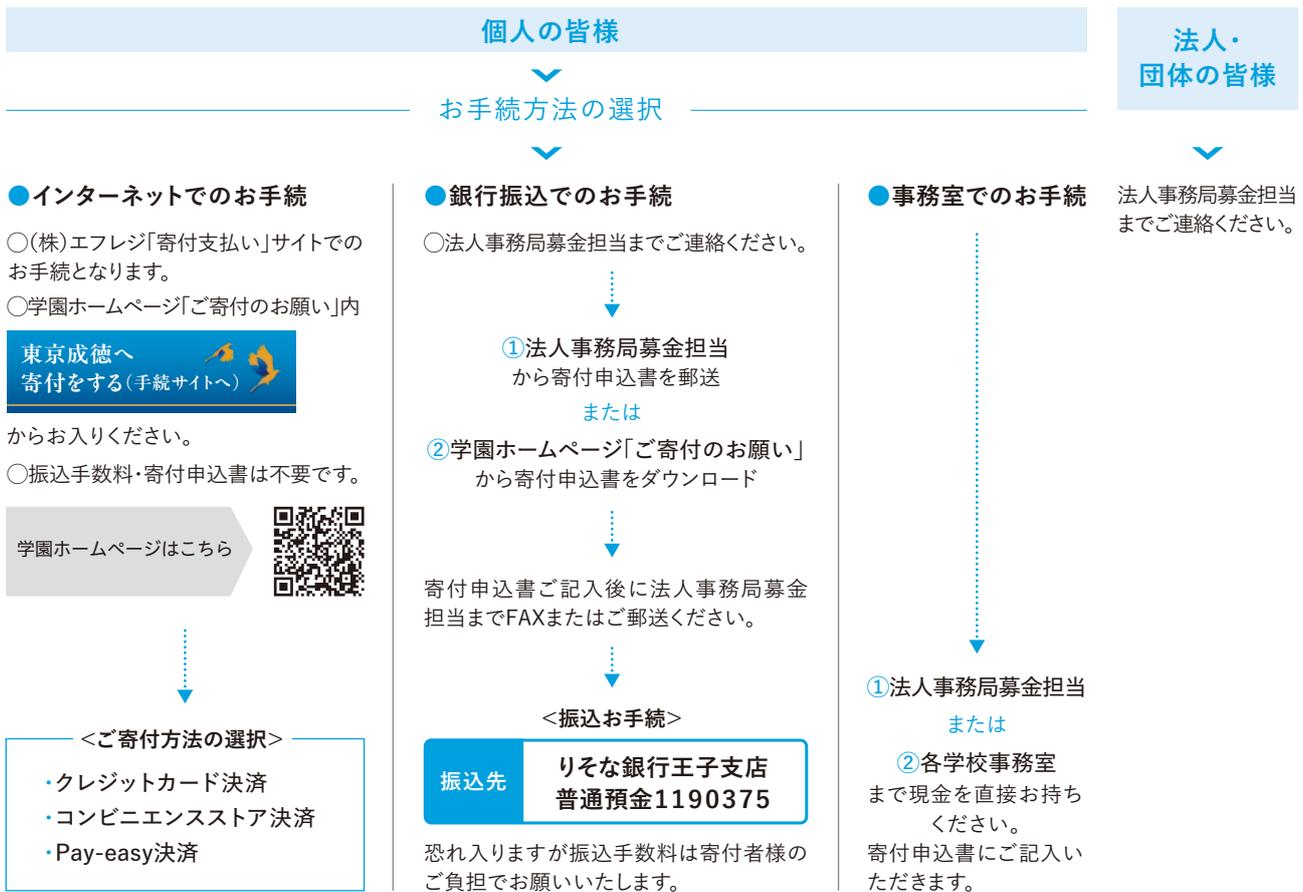
- 1963年 ● 東京成徳学園深谷高等学校(現 東京成徳大学深谷高等学校)開校
- 1965年 ● 東京成徳短期大学開学
- 1976年 ● 東京成徳短期大学附属第二幼稚園 開園
- 1993年 ● 東京成徳大学開学
- 1998年 ● 東京成徳大学大学院開設
- 2013年 ● 東京成徳大学深谷中学校開校
- 2015年 ● 「東京成徳ビジョン100」策定・公表
- 2020年 ● ブランド・ステートメント、タグラインを策定
- 2026年 ● 学校法人東京成徳学園創立100周年



募集要項

名称	東京成徳学園創立100周年記念募金
目的	(1)教育研究の充実 (2)施設・設備の充実 (3)奨学金制度の充実 (それぞれの詳細が決定次第、学園ホームページ上に掲載いたします。)
目標金額	1億円
募集期間	2025年4月1日～2028年3月31日
募集金額	個人の皆様：一口1万円以上 / 法人・団体の皆様：一口10万円以上 (上記金額以上をお願いしておりますが、金額や回数に関わらずありがたくお受けいたします。)

ご寄付の流れ



※振込手数料やお手間を考慮した場合<インターネットでのお手続>がおすすめです。
※ご連絡先・ご郵送先は本趣意書の最後に記載してございます。

寄付者の皆様の顕彰

ご寄付賜りました方々のご芳名を学園内掲示の銘板に刻印させていただきます。
(個人の方10万円以上、法人・団体の方50万円以上のご寄付を対象とさせていただきます。)

ご寄付賜りました方々全員のご芳名を学園ホームページ、広報誌等で芳名録として掲載させていただきます。
※ご希望により刻印、掲載しないこともできます。

寄付金の使途ご報告

皆様からの寄付金が学生・生徒・園児の環境整備にどのように役立っているのかを、学園ホームページにて随時ご報告いたします。

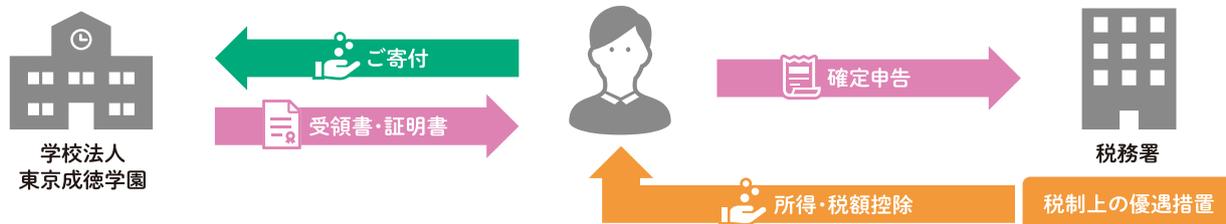
税制上の優遇措置

個人でご寄付をいただく場合

(税制上の優遇措置の対象とならない場合がございます。)

所得税

下記①、②の制度からいずれか有利な制度をお選びいただき、税制上の優遇措置を受けることができます。



① 所得控除制度

年間寄付金合計額2,000円超の場合、
越えた金額が年間課税所得から控除できます。

$$\text{寄付金合計額}^{\ast 1} - 2,000\text{円} = \text{控除額}$$

※1 年間総所得金額等の40%が上限

② 税額控除制度

寄付金の約40%を税率に関わらず、
所得税額から控除できます。

$$(\text{寄付金合計額}^{\ast 2} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{控除額}^{\ast 3}$$

※2 年間総所得金額等の40%が上限 ※3 所得税額の25%が上限

個人住民税

自治体の条例によっては個人住民税の税額控除が受けられる場合があります。

東京都北区在住の例(都民税のみ適用)

$$(\text{寄付金合計額}^{\ast 4} - 2,000\text{円}) \times 4\% = \text{控除額}$$

※4 年間総所得金額等の30%が上限

企業、法人でご寄付をいただく場合

法人税

1. 受配者指定寄付金 …… 寄付金全額が損金算入できます。
2. 特定公益増進法人に対する寄付金 …… 一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で一定額まで損金算入できます。

個人情報の取り扱いについて

ご寄付のお手続の際にいただいた個人情報は寄付関連業務においてのみ使用し、当該目的以外に使用することはありません。

お問い合わせ先

学校法人東京成徳学園 法人事務局 募金担当
〒114-8526 東京都北区豊島8-26-9

TEL 03-3911-2411 FAX 03-3911-6500
✉ tsg-donation@tokyoseitoku.ac.jp